

会議録

会議の名称	平成30年度第1回川越市上下水道事業経営審議会
開催日時	平成30年7月13日(金) 午前10時 開会 ・ 午前11時55分 閉会
開催場所	川越市役所7階 7A 会議室
議長(会長) 氏名 *敬称略	仮議長:新井 正司 議長:青木 亮(会長)
出席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	青木亮(会長)、佐野勝正(副会長) 吉敷賢一郎、伊藤正子、中原秀文、柿田有一、川口啓介、小ノ澤哲也、片野広隆 福手勤、新井正司、小倉元司、鈴木美智子、真下茂、町田明美、横山三枝子 川村豊二、小池均 の各委員 (18名)
欠席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	なし
事務局職員 氏名(職名)	石井隆文(上下水道局長) 【財務課】 高木康行(参事) 【給水サービス課】 吉田和博(課長) 【事業計画課】 桑原善行(上下水道局副局長)、駒井和久(副課長) 【水道課】 小林一秀(課長) 【下水道課】 橋本明宏(課長)、谷部正彦(副課長)、市川朋司(副主幹) 【上下水道管理センター】 堅木和美(所長) 【総務企画課】 近藤正広(副局長)、福田英一(副課長)、米山隆(主幹)、高梨義久(主査) 高橋真紀(主任)、小林泰貴(主事)
傍聴人(人数)	なし
会議次第	別紙のとおり

配布資料

- 川越市上下水道事業経営審議会委員名簿
- 資料1 川越市上下水道事業の概要
- 資料2 川越市上下水道ビジョン（原案）説明スケジュール
- 資料3 受益者負担金制度及び公共下水道事業分担金制度の概要について
- 川越市上下水道ビジョン（原案）
- 川越市上下水道事業経営審議会条例
- 川越市附属機関等の会議の公開に関する実施基準
- 川越市上下水道事業経営審議会の傍聴に関する要領
- 川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
- 川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程
- 川越市公共下水道事業分担金条例
- 川越市公共下水道事業分担金条例施行規程

- 平成30年度第1回川越市上下水道事業経営審議会次第
- 川越市上下水道ビジョン（原案）の差し替え（27ページから28ページ）
- 川越市水道ビジョン（冊子）
- 川越市水道ビジョン 平成28年度フォローアップ（冊子）
- 川越市上下水道事業中期経営計画（冊子）
- 川越市上下水道事業中期経営計画 平成28年度報告書（冊子）
- 平成28年度水道事業年報（冊子）
- 平成28年度下水道事業年報（冊子）

議事の経過

発言者	議題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
上下水道事業管理者	<p>1. 開会</p> <p>2. 委嘱書の交付 福田上下水道事業管理者から17人の出席者に委嘱書を交付した。 (1名は、福田上下水道事業管理者の挨拶後に交付)</p>
事務局	<p>事務局より、委員18人中17人が出席しており、出席者が過半数に達しているため会議が成立している旨の報告がなされた。 (この後、18人全員が出席となった)</p>
上下水道事業管理者	<p>3. 挨拶 委員の皆様、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また委員就任を御快諾いただき感謝申し上げます。 本市では平成15年度に上下水道局を設置し、市民の皆様のライフラインである、水道事業及び公共下水道事業を1つの組織として推進してまいりました。 近年は、水需要の減少に伴う料金収入等の減少が見込まれる一方、老朽化した施設の更新や耐震化等、維持管理費が増加傾向にあります。また災害対応も課題となっており、独立採算制を維持していくために、より一層の経営努力が必要だと考えています。 このような状況のもと、今年度から上下水道事業経営審議会を開催させていただき、委員の皆様にも上下水道事業の経営に関する事項について御審議いただくことになりました。審議にあたっては、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、本市の上下水道事業経営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
委員	<p>4. 委員自己紹介</p>
局長	<p>5. 職員紹介</p>
事務局	<p>6. 議事 (1) 会長・副会長の選出 新井正司委員が仮議長となり、指名推薦の方法で青木亮委員が会長に推薦され委員に諮ったところ、異議は無かったため、会長に決定した。 会長挨拶 (青木会長) 青木会長が議長となり、指名推薦の方法で佐野勝正委員が副会長に推薦され、委員に諮ったところ異議は無かったため、副会長に決定した。</p>

	副会長挨拶（佐野副会長）
	* 青木会長が議長となり議事を進行
	【傍聴人の確認】 議長から傍聴人の有無について確認が行われ、事務局より「傍聴人なし」との報告がなされた。「川越市上下水道事業経営審議会の傍聴に関する要領」について各委員からは、特に意見がなかったため、傍聴については、同要領に基づき進めることとなった。
議長	それでは、議事（２）諮問に移ります。
事務局	今年度は、２件の事項を諮問させていただき、ご審議をお願いします。福田上下水道事業管理者から青木会長に諮問書をお渡しします。
上下水道事業管理者	（２）諮問 福田上下水道事業管理者が諮問書を読み上げ、青木会長に諮問書を交付した。
事務局	（３）川越市上下水道事業の概要 事務局から、「川越市上下水道事業の概要」について説明が行われるとともに、議事内容については、会議録を作成し、各委員が事前に確認した上で、市のホームページで公開する旨の説明が行われ了承された。
議長	それでは、諮問事項に入ります。川越市上下水道ビジョンの策定について事務局より説明をお願いします。
事務局	（４）川越市上下水道ビジョンの策定について 資料２「川越市上下水道ビジョン（原案）説明スケジュール（平成30年7月13日）」及び「川越市上下水道ビジョン（原案）」のP1～P3について事務局から一括説明。
議長	何か質問はありますか。
副会長	計画の位置づけ、基本理念等の説明の中で、川越市の総合計画との整合性について補足的な説明をしてほしい。
事務局	川越市の第四次総合計画の中で、安全な水を安定的に供給することを目的とした「水道水の安定供給」という項目があり、効果的な水道事業、水道施設の改築更新、水道施設の耐震化等、上下水道ビジョンの中で考慮されてい

	<p>る。</p> <p>また、集中豪雨等による浸水及び内水による被害への対策を図ることを目的とした「治水事業の推進」、市民の生活環境の改善に資する持続的な公共下水道サービスを提供することを目的とした「公共下水道事業の充実」という項目があり、上下水道ビジョンに反映できるように作成している。</p>
副会長	<p>人口減少社会において、国、県等からもコンパクトシティを目指すような指針が出ているが、この様な課題は、上下水道ビジョン策定にあたり考慮されているのか。</p>
事務局	<p>実際に人口の減少は、水道料金・下水道使用料収入の減になるので、ビジョンの中で持続、健全な経営、あるいは、経営基盤の強化という項目の中で経営状況の見通しを示して、今後の課題について強化を図る必要があるかどうかについて提案させていただいている。</p>
副会長	<p>高齢化や人口減少が進むと、病院や人口が市の中心の方に移ってくる。そうすると今の水道施設、下水道施設についてもその様なことを意識しながら整備しないと、無駄な投資になる。その様な検討はしているのか、概略だけでも聞きたいと思い質問した。</p>
事務局	<p>国、県の施策として「コンパクトシティ」については、十分承知している。</p> <p>街づくりとしては、コンパクトを目指しながらも、水道事業については、居住者全員にサービスの提供がある。その中で、特に居住者が多く、機能が集中している地域への影響が少なくなるよう、老朽化している施設等を集中的に更新しており、効果的な事業につなげたいと考えている。</p> <p>下水道事業については、市街化調整区域を始めている。今回諮問させていただく地域を含め、今話があった通り、市街化を抑制する地域なので、費用対効果を十分に考慮したうえで事業を進めていきたいと考えている。</p>
委員	<p>環境の事でよく話題になるが、下水が処理場に行って、それがまた川越市民の口に入ってくるという事に関して、下水の水質問題がある。資料の中で、下水道管の流れとか水道の料金の事は分かったが、水質問題には割と触れられていないという印象を受けた。科学的な指標であるBODの問題があると思うがどのようになっているのか。</p> <p>「快適な水辺空間」との記載があるが、川越市は川に囲まれているが、川に流れている水に関してはどのように把握しているのか。</p>
事務局	<p>今日の説明にはありませんが、公共下水道は「水」のサイクルにつながっている。排出基準は、法律で決まっており、処理場の方で、水質については監視をしている。特定事業場等については、市で検査、指導などもしている。</p>

副会長	<p>また、市民の方に対しては、家庭での排水時の注意事項等をお知らせし啓蒙を行っており、その内容は上下水道ビジョン（原案）の後半で触れている。</p> <p>補足です。下水に関して、実は本来使える区域でも接続してない人がいる。浄化槽であっても単独浄化槽は、生活排水がそのまま流れてしまう。下水接続の義務づけはあるが罰則規定はない。以前非常に汚染度が高かった不老川では、流すために水量が確保できないので、県の旧滝ノ下処理場で高度処理をした処理水を不老川の上流に送水したりして水量を確保する努力をしている。</p>
委員	<p>「計画の位置づけ」のところで、国の計画（新水道ビジョン・新下水道ビジョン）と併せて水道法の改正が現在行われているが、単に川越市の状況だけでなく法体系、権限等、規制の問題を含めて、いろいろな動きがある中で川越市の上下水道ビジョン策定になる。国会でも広域化の問題だとか、民営化、コンセッションの問題などが議論されているが、その様な国の動向などの資料を提供していただきたい。</p> <p>現在この水道・下水道がどういう問題を抱えながら進行しているのかという点を踏まえたうえでの議論が必要である。</p>
事務局	<p>大きな流れとしては、今進められている水道法の改正は、国が示しているビジョンの中には、当然反映されていない。それを基礎にした川越市のビジョンを今作っているので今後、法改正等基本的な動きがある中で、国が示すビジョン、方向性の中にそれが反映されれば、川越市もこれを見直していくことになる。水道法の改正等国の動向については、次回、簡単にまとめたものでお示ししたい。</p>
議長	<p>ほかはないようであれば、続いて下水道事業に係る受益者負担金及び分担金について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>（５）下水道事業に係る受益者負担金及び分担金について 資料3「受益者負担金制度及び公共下水道事業分担金制度の概要について」事務局から説明。</p>
議長	<p>意見、質問等がありますか。</p>
委員	<p>資料の分担金の計算例は、敷地全体の面積に690円をかけると、分担金額が計算できるという理解でよろしいのか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>

委員	資料 2 ページにある金額は、ほかの市町村に比べて安いのか、高いのか。
事務局	県内を調査したところ、回答が 3 2 あり、高いところは、1, 2 0 0 円、1, 0 3 0 円など 1, 0 0 0 円以上のところがある。低いところは、3 0 0 円台のところもある。
委員	その開きの原因は。
事務局	地形、人口など様々な要件があると思われる。ほか市の工事自体の金額までは調査していないが、市町村間で開きは出てくる。
委員	詳しくは次回ということで、川越でやるとしたら、工事費のことや地形的なことというのは、次回話していただけるのか。
事務局	次回説明となる。
委員	受益者というのは川越市民の方だと思うが、この制度を皆が知っているという理解でよろしいのか。
事務局	市では啓発するためにパンフレット作成、市ホームページへの掲載等、市民の方にお知らせしている。
委員	新規購入者に対して不動産業者が案内することはあるのか。
事務局	受益者負担金は、下水道整備をした翌年に賦課するので、その都度説明という形になる。整備する時期に該当地域に説明をしている。
委員	現実問題、市街化調整区域になればなるほど、つなぐ人が少なくなる中で、計算式について敷地面積をかけるという考え方の根拠を教えてください。市街化調整区域は、敷地面積も大きい。つなぎたくないという人が実際出てくる可能性が高い。 雨水に関しては敷地面積とどう関係するのか、敷地の大きいところは、敷地内で浸透処理される。汚水は、敷地面積ではなく世帯の構成人数の影響が大きいのでは。
事務局	計算の根拠については、昭和 4 4 年に当時の建設省都市局からあった通達が根拠となる。受益者負担金額は、土地の面積にその単位負担金額をかけるとされている。 世帯の人数でということについては、市民の方からも話があるが、本市でも通達を基にした条例を定めているため、その内容を変えることは今の段階

	<p>ではできないということを説明し、御理解をいただいている。</p>
<p>委員</p>	<p>昭和 44 年というと、市街化調整区域の方までは想定しにくかった部分があると思われる。そういったところを今後検討していった方がいいのでは。</p> <p>負担金と分担金の考え方の違いについて。負担金は、ある意味新しく区域を広げて決めるもので、市街化区域ならば、100 メートル伸ばして 100 件つなぐことができるとして、市街化調整区域になると 10 件しかつなげないとしたら、費用対効果を含めて難しい。分担金に関しては、既に下水が通っているところに、新たに家が増えるという考え方でよろしいのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>市街化調整区域であっても例えば分家などは、家を建てることがあるが、認可区域ではない場合、本当はつなげないが、救済措置としてつなぐことがある。</p> <p>受益者負担金は、都市計画法の認可区域の中で利益を受ける人からしか徴収できず、認可区域外で後からつなぐ人に、同じように公平性をもってその負担をしてもらうという考えで、地方自治法の 224 条を根拠にして分担金をいただいているという状況である。</p>
<p>委員</p>	<p>市街化調整区域が対象という理解をしたが、そもそも市街化調整区域は、市街化を抑制するという大きな前提がある。そうすると行政としては、できるだけ人が住まないようにしていく必要があるのではないか。</p> <p>そこに下水をつなぐとか下水をつなぎやすくするということは、そこに住むことを勧めているようにも見えるが、市街化調整区域に住むということは、ある程度不便を被るのが前提という風にしておかないと、コンパクトシティの概念からどんどん外れていくような気もするのだが、その点はどのように考えたらよろしいのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>市街化調整区域は、基本的に市街化を抑制していく地域となる。また一方では、公共下水として水質悪化を防ぎ、生活環境の向上を目指すという原則がある。下水道が市街化調整区域に必要なということではなく、基本的には、既成の市街地で費用対効果が得られるところを中心にエリアを選んで整備している状況である。</p> <p>今回お願いする 2 地区は、1 点目が、菅間の学校給食センター。水質の保全のため、もともと区域外の流入ということで、県に特別に許可を得て公共下水道につなげたという経緯がある。その周辺の最低限度のエリアを新たに認可を取るといった行政的な理由がある地区である。2 点目は、笠幡地区の旧西清掃センターのところにある福祉施設。周辺の下水は、その福祉施設の浄化槽を使って処理をしているため、既に下水道管が入っているエリアとなる。その施設が古くなり、これから先使えないということで、今使っている下水道管から圧送して公共下水につなぎ変えるという事情がある地区であ</p>

副会長	<p>る。</p> <p>市が積極的に市街化調整区域で認可を拡大していくということではなく、今回は特例という形でお願いしたいと考えている。</p>
事務局	<p>質問とお願いがある。</p> <p>一点は、公共下水道事業分担金と受益者負担金があるが、諮問は同額になっているが、同額の必要性があるのか説明いただきたい。</p> <p>もう一点は、地方公営企業の特徴として基本的には利用者負担であり、市費としては雨水のみで、それ以外は全部利用者負担となる。次回この提案金額とは別に、実際本当の原価がどのくらいなのかお示しいただきたい。過度に安いのもいけないし、値段を抑えている場合は、何か理由があると思うので説明をお願いしたい。</p>
議長	<p>受益者負担金の単位負担金額が決まると、その認可区域の住民が、新たな単位負担金額で賦課徴収される。ということになると認可区域外から下水道を流入する場合に賦課徴収する分担金についても、受益者負担金の単位負担金額と額と同額にしないと不公平となる。最新の値段の単価ということで同額となる。</p>
委員	<p>ほかに意見等あるかとは思いますが、時間の関係もあり、ほかの質問等は事務局へ事前に送っていただくということによろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>最後「その他」について、事務局の方からお願いします。</p>
議長	<p>7. その他</p> <p>*今後のスケジュールについて</p> <p>次回の会議日程は、7月20日(金)午後3時から中央公民館で予定しています。第3回目の日程は、8月23日(木)午後3時から市役所7階7A会議室で予定しています。ただ今、第2回目の開催通知と資料、本日会長にお渡しした諮問書の写しをお配りしています。資料は次回御持参ください。</p>
事務局	<p>これをもちまして議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。</p>
副会長	<p>閉会の言葉を佐野副会長よりお願いします。</p>
	<p>閉会の言葉 (佐野副会長)</p>

	8. 閉会
--	-------